要配慮者利用施設に係る

避難確保計画作成の手引き

令和３年１２月

東京都 豊島区 総務部 防災危機管理課

|  |
| --- |
| * この手引きは、浸水想定区域にあたる場合は、水防法（昭和24年法律第193号）に、土砂災害警戒区域等にあたる場合は、土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき作成する避難確保計画について、その記載例と留意事項等を示したものです。
* 豊島区地域防災計画に定める各要配慮者利用施設は本手引きを参考に、施設の種別や立地条件等の実態に即した計画を作成してください。
* 豊島区では、「浸水想定区域に該当する要配慮者利用施設」と「土砂災害警戒区域等に該当する要配慮者利用施設」があります。本手引きでは共通する部分を除き、洪水・土砂災害の順（【洪水に関する記述】・【土砂災害に関する記述】）で記載しています。対象災害に関する記述について参照してください。
* 本手引きは、新たに作成する避難確保計画を念頭に記載例等を示したものですが、非常災害対策計画、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に本計画の項目を追加することでも構いません。
* 避難確保計画の作成にあたっては、豊島区が作成するハザードマップ等で情報の収集方法や避難所・避難経路等を確認するとともに、不明な点については下記にお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞豊島区 総務部 防災危機管理課 防災計画グループ電話：０３－４５６６－２５７５メール：A0011101@city.toshima.lg.jp |

|  |
| --- |
| 表紙 |
|  |
| **【記載例】** |
| 避難確保計画【施設名：　　　　　　　　　　　】【対象災害：　　　　　　　　　　】令和●年●月●日作成 |
| **【解説・留意事項】** |
| * 表紙には、避難確保計画の対象施設名、対象災害、計画作成年月日を記載します。
* 計画の前提となる【浸水想定区域】・【土砂災害警戒区域等】については、豊島区作成のハザードマップを参照してください。豊島区公式ホームページで公開しています。
* 浸水想定区域に該当する場合は、対象災害が洪水、土砂災害警戒区域等に該当する場合は、対象災害が土砂災害となります。なお、高潮・津波については、区内に想定区域が無いため、対象災害からは除かれています。

＜豊島区洪水・内水ハザードマップ＞<https://www.city.toshima.lg.jp/042/bosai/taisaku/hazard-map/010305.html>＜豊島区土砂災害ハザードマップ＞<https://www.city.toshima.lg.jp/042/1912021004.html> |

|  |
| --- |
| **【各対象災害における法的根拠】** |
| **洪　水** |
| * 水防法は、平成27年5月に一部改正され、洪水に係る浸水想定区域の前提を想定し得る最大規模の降雨に拡充するとともに、新たに想定し得る最大規模の内水・高潮に係る浸水想定区域制度が設けられました。また、平成29年6月・令和3年7月の改正により、避難確保計画の作成や避難訓練の実施・報告が義務づけられました。
* 避難確保計画に記載すべき事項は水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第16条に定められています。
 |
| **土砂災害** |
| * 土砂災害防止法は平成29年6月・令和3年7月に改正され、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成や避難訓練の実施・報告が義務づけられました。
* 避難確保計画に記載すべき事項は土砂災害防止法施行規則（平成12年建設省令第44号）第5条の2に定められています。
 |

|  |
| --- |
| 目次 |
|  |
| **【記載例】** |

|  |
| --- |
| 豊島区へ提出（様式６は自衛水防組織を設置した場合に提出） |
| 1. 計画の目的
 | １ページ | 様式１ |
| 1. 計画の報告
 |
| 1. 計画の適用範囲
 |
| 1. 防災体制
 | ２ページ | 様式２ |
| 1. 情報収集及び伝達
 | ３ページ | 様式３ |
| 1. 避難誘導
 | ５ページ | 様式４ |
| 1. 避難の確保を図るための施設の整備
 | ６ページ | 様式５ |
| 1. 防災教育及び訓練の実施
 |
| 1. 自衛水防組織の業務に関する事項
 | ７ページ | 様式６ |

豊島区への提出は不要（各施設で適切に管理）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1. 防災教育及び訓練の年間計画
 | ８ページ | 様式７ |
| 1. 施設利用者緊急連絡先一覧表
 | ９ページ | 様式８ |
| 1. 緊急連絡網
 | １０ページ | 様式９ |
| 1. 外部機関等への緊急連絡先一覧表
 | １１ページ | 様式１０ |
| 1. 対応別避難誘導方法一覧表
 | １２ページ | 様式１１ |
| 1. 防災体制一覧表
 | １３ページ | 様式１２ |
| 別添　自衛水防組織活動要領（案） | １４ページ | 対象災害が洪水であり、自衛水防組織を設置する場合のみ作成 |
| 別表１「自衛水防組織の編成と任務」 | １５ページ |
| 別表２「自衛水防組織装備品リスト」 |

|  |
| --- |
| **【解説・留意事項】** |
| * 避難確保計画に記載すべき事項は、【水防法施行規則第16条】・【土砂災害防止法施行規則第5条の2】に定められており、その内容を具体的に記載することが必要です。
* 要配慮者利用施設には、水防法第15条の3第7項の規定により、自衛水防組織設置の努力義務が課せられています。自衛水防組織とは、各施設の職員等により組織し、あらかじめ定める計画に基づき、統括管理者の指揮のもと各構成員がそれぞれの役割に応じて、施設利用者の避難誘導や施設への浸水防止活動を行うものです。
* 自衛水防組織を設置する場合には、自衛水防組織の業務に関する事項の記載もあわせて必要となりますので、自衛水防組織の有無に合わせて、目次を作成してください。
 |

|  |
| --- |
| 1. 計画の目的（様式１）
 |
|  |
| **【記載例】** |
| 1. この計画は、【水防法第15条の3第１項】・【土砂災害防止法第条の2第1項】に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
2. 作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、【水害】・【土砂災害】に関する知識を深めるとともに、訓練等をとおして課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。
 |
| **【解説・留意事項】** |
| * 要配慮者は、一般の住民より避難に多くの時間を要するため、災害が発生した場合に深刻な被害が発生するおそれがあります。
* 要配慮者の確実な避難の確保を図るため、【水防法第15条の3第１項】・【土砂災害防止法第8条の2第1項】では、市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）の所有者又は管理者に対して、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、訓練の実施が義務づけられています。
 |

#

|  |
| --- |
| 1. 計画の報告（様式１）
 |
|  |
| **【記載例】** |
| 1. 計画を作成及び必要に応じて見直し・修正したときは、【水防法第15条の3第2項】・【土砂災害防止法第8条の2第2項】に基づき、遅滞なく、当該計画を豊島区へ報告する。
2. 避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。
 |
|  |
| **【解説・留意事項】** |
| * 避難確保計画を作成・修正した場合は、「避難確保計画作成（変更）報告書」を添えて、豊島区総務部防災危機管理課へ提出してください。提出物と提出先は以下のとおりです。
 |
|  |
| **【提出物】** |
| * 避難確保計画作成（変更）報告書
 |
| * 避難確保計画

対象災害が洪水：様式１～６対象災害が土砂災害：様式１～５※様式６は対象が洪水であり、自衛水防組織を設置した場合のみ提出してください。※様式７～１２は個人情報含むため提出不要です。各施設において適切に管理してください。 |
|  |
| **【提出先】** |
| 豊島区 総務部 防災危機管理課 防災計画グループ　宛メール：A0011101@city.toshima.lg.jp郵送：〒１７１－８４２２　豊島区南池袋２－４５－１持参：豊島区役所５階　防災危機管理課 |

|  |
| --- |
| 1. 計画の適用範囲（様式１）
 |
|  |
| **【記載例】** |
| この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。 |
| 【施設の状況】

|  |
| --- |
| 人　　　　　数 |
| 昼間・夜間 | 休日 |
| 利用者 | 施設職員 | 利用者 | 施設職員 |
| 昼間 | 昼間 | 休日 | 休日 |
|  | 名 |  | 名 |
| 夜間 | 夜間 |  | 名 |  | 名 |
|  | 名 |  | 名 |

 |
| **【解説・留意事項】** |
| * 水害は昼夜を問わずに発生します。また、休日に発生する場合もありますので、平日・休日、さらに昼間・夜間に分けて施設利用者を把握しておく必要があります。
* また、施設利用者を安全に避難させるためには、必要な施設職員数を事前に把握しておく必要があります。施設職員数が少なくなる夜間や休日の対応についても検討が必要です。
* 施設利用者数は、時間帯や曜日によって異なるため、想定される最大の人数（おおよその人数でも可）を平日・休日、昼間・夜間に分けて記載します。
* 昼間は通所部門及び入所部門の合計人数を、夜間は入所部門の人数を記載します。
 |

|  |
| --- |
| 1. 防災体制（様式２）
 |
|  |
| **【記載例　対象災害：洪水】** |
| 防災体制は以下のとおりとする。**【体制確立の判断時期と施設の体制】** |
| **体制確立の判断時期** | **防災体制** | **対応要員(注)** |
| **情報収集伝達要員** | **避難誘導要員** |
| 以下のいずれかに該当する場合* 台風の接近
* 大雨注意報・洪水注意報発表
* 神田川（曙橋地点）氾濫注意情報発表
 | **注意体制****（警戒レベル２）** | 気象情報・洪水予報等の情報収集 |  |
| 以下のいずれかに該当する場合* 豊島区に大雨警報・洪水警報発表
* 神田川（曙橋地点）氾濫警戒情報発表
 | **警戒体制****（警戒レベル３）** | 気象情報・洪水予報等の情報収集 |  |
|  | 使用する資器材準備 |
| 周辺住民への事前協力依頼 |  |
| * 豊島区高田地区に高齢者等避難発令
 | 利用者家族等への事前連絡 |  |
|  | 要配慮者の避難誘導 |
| 以下のいずれかに該当する場合* 豊島区高田地区に避難指示発令
* 神田川（曙橋地点）氾濫危険情報発表
 | **非常体制****（警戒レベル４）** |  | 施設内全体の避難誘導 |
|  |
| ※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。(注) 自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。 |

|  |
| --- |
| **【記載例　対象災害：土砂災害】** |
| 防災体制は以下のとおりとする。**【体制確立の判断時期と施設の体制】** |
| **体制確立の判断時期** | **防災体制** | **対応要員(注)** |
| **情報収集伝達要員** | **避難誘導要員** |
| * 台風の接近
* 大雨注意報発表
 | **注意体制****（警戒レベル２）** | 気象情報・洪水予報等の情報収集 |  |
| 豊島区に以下のいずれかに該当する場合* 大雨警報（土砂災害）発表
 | **警戒体制****（警戒レベル３）** | 気象情報・洪水予報等の情報収集 |  |
|  | 使用する資器材準備 |
| 周辺住民への事前協力依頼 |  |
| * 高齢者等避難発令
 | 利用者家族等への事前連絡 |  |
|  | 要配慮者の避難誘導 |
| 豊島区に以下のいずれかに該当する場合* 避難指示発令
* 土砂災害警戒情報発表
* 土砂災害の前兆現象
 | **非常体制****（警戒レベル４）** |  | 施設内全体の避難誘導 |
|  |
| ※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。 |

|  |
| --- |
| **【留意事項】** |
| * 台風や豪雨等により【水害】・【土砂災害】が発生するおそれがある場合は、施設において防災体制を確立するとともに、体制ごとの役割分担と活動を実施する要員を設定しておく必要があります。
* 防災体制は、注意体制（警戒レベル２）、警戒体制（警戒レベル３）、非常体制（警戒レベル４）の３段階で設定します。これらの防災体制を確立する判断基準として、気象情報、河川の洪水情報や水位到達情報、施設周辺の現地情報等を活用します。
 |
| **【防災体制各項目の解説】** |
| **体制確立の判断基準*** 避難指示等が間に合わない場合等も想定して、体制確立の基準となる情報を複数設定しておき、そのうちのいずれかに該当した場合に、体制を確立します。
* 判断基準の目安となる情報は、各関係機関（国、都、豊島区）から発表・発令されます。これらの情報を５段階の警戒レベルに分けて、１２ページのとおり整理しています。防災体制は、警戒レベル２、３、４について設定します。
* 気象庁が発表する警報・注意報については、以下の気象庁ホームページから発表基準を確認できます。

**＜警報・注意報発表基準一覧表（東京都）＞**<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index.html>**＜土砂災害警戒情報・大雨警報（土砂災害）の危険度分布＞**<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/doshakeikai.html>* 豊島区の気象情報と神田川の水位情報は、以下のホームページから確認できます。

**＜豊島区気象情報＞**<http://www.micosfit.jp/toshimaku/> |

|  |
| --- |
| **防災体制*** 防災体制は、注意体制（警戒レベル２）、警戒体制（警戒レベル３）、非常体制（警戒レベル４）の３段階で設定します。

注意体制：気象情報等の情報収集の段階警戒体制：避難準備を行う段階及び施設利用者の避難行動を開始・完了させる段階非常体制：施設全体の避難行動を完了する段階（逃げ遅れた場合は、その建物内でより安全な部屋等へ移動する屋内安全確保を行う） |
| **活動内容*** 各警戒レベルにおいて、洪水予報や気象情報等の収集から避難誘導までの【洪水】・【土砂災害】時における主な活動内容及びその順序について検討します。
* その際、利用者の引き渡し等の比較的長時間を要する活動については、【浸水】・【発災】前に避難を完了させる観点から、【浸水】・【発災】までに十分な時間を確保できる場合を除き、避難後に避難先で実施することが望ましいです。
 |
| **対応要員*** 施設職員の役割分担を検討します。
* 休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設は、休日・夜間の従業員数や勤務状況を踏まえて、施設職員の役割分担を検討する必要があります。

**役割分担の例**情報収集伝達要員：テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、土砂災害の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、避難誘導班に必要事項を報告・伝達する。避難誘導要員：避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合に、利用者を安全な場所へ避難誘導する。 |
|  |

|  |
| --- |
| 1. 情報収集及び伝達（様式３）
 |
| **（１）情報収集** |
| **【記載例】** |
| 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。 |
|

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報・土砂災害警戒情報等 | * テレビ、ラジオ
* インターネット（情報提供機関のホームページ）
	+ **＜気象庁指定河川洪水予報＞**<https://www.jma.go.jp/bosai/flood/>
	+ **＜豊島区気象情報＞**<http://www.micosfit.jp/toshimaku/>
 |
| 洪水情報水位到達情報水位情報 | * 豊島区からの電話
* インターネット
	+ 「川の防災情報」の神田川の水位到達情報発表状況
	+ 「川の防災情報」の神田川の水位観測所の水位
	+ 気象庁指定河川洪水予報

<https://www.jma.go.jp/bosai/flood/> |
| 高齢者等避難、避難指示 | * 防災行政無線
* テレビ、ラジオ
* 豊島区公式ホームページ
* 豊島区安全・安心メール
 |
| 施設周辺における土砂災害の前兆現象等 | * 施設職員による目視等（ただし、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施する）
 |

* 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
 |

|  |
| --- |
| **【解説・留意事項】** |
| * 【水防法第15条第１項第4号ロ】・【土砂災害防止法第8条第1項第4号】に基づき市町村地域防災計画に記載された要配慮者利用施設ついては、市町村から当該施設の所有者又は管理者に対して、同条第2項に基づき【洪水予報河川においては洪水予報等】・【土砂災害に関する情報、予報及び警報】が提供されます。
* また、同条第15条の3第１項の規定により自衛水防組織を設置した場合には、当該自衛水防組織の構成員（情報を受ける構成員を市町村に報告）に対しても、同条第２項に基づき市町村から洪水予報河川においては洪水予報が提供されます。
* 大規模な【水害】・【土砂災害】が発生した場合には、停電することが十分に想定されることから、停電時においても情報を収集できるよう検討しておく必要です。
* 迅速な避難を実現するには、各種気象情報、洪水予報、避難情報等を常に確認できる体制を整えることが必要です。豊島区では「豊島区安全・安心メール」を提供しており、携帯電話やパソコン等に電子メールで配信しています。

＜豊島区安全・安心メール＞豊島区ホームページ（下記URL）から登録できます。<https://www.city.toshima.lg.jp/048/bosai/anzen/003876.html>* 行政機関やマスコミ等から提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面等に危険な前兆がないか等の確認を施設内から行います。
 |
|  |

|  |
| --- |
| **（２）情報伝達** |
| **【記載例】** |
| 1. 気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
2. 施設利用者等を避難させる可能性がある場合には、「施設利用者緊急連絡先一覧表」（様式８）・「緊急連絡網」（様式９）に基づき、保護者（利用者の家族）等に対し、「●●●●（避難先）へ避難する」旨を連絡する。
3. 施設利用者等を避難させる場合には、豊島区総務部防災危機管理課に「●●●●（避難先）に避難する」旨をメールにて連絡する。
4. 施設利用者等を避難させる場合には、「施設利用者緊急連絡先一覧表」（様式８）・「緊急連絡網」（様式９）に基づき、保護者等に対し、「●●●●（避難先）へ避難する。引き渡しは●●●●（避難先）において行う。引き渡し開始については、追って別途連絡する。」旨を連絡する。
5. 避難の完了後、豊島区総務部防災危機管理課に避難が完了した旨をメールにて連絡する。
6. 避難の完了後、「施設利用者緊急連絡先一覧表」（様式８）・「緊急連絡網」（様式９）に基づき、保護者等に対し、「避難が完了。●●●●（避難先）において引き渡しを行う」旨を連絡する。
 |
| **【解説・留意事項】** |
| * 緊急時における連絡体制（連絡網及び連絡方法）については、夜間や休日の従業員の勤務状況を踏まえ、あらかじめ定めておく必要があります。その際、一般には、体制ごとに情報を共有しておくべき者は異なる（体制が進むごとに共有すべき者は増える）ため、体制ごとに連絡体制を定めておくことが望ましいです。
* 利用者家族への連絡は、連絡する内容、連絡がとれない場合の対応等について事前に調整しておき、避難や引き渡しに混乱を来さないようにすることが重要です。なお、利用者家族の避難状況によっては連絡がとりづらい場合があるため、「災害用伝言ダイヤル」の利用等の連絡方法についても検討しておくと良いです。
* 豊島区総務部防災危機管理課への連絡については、以下の例に従い、事前に連絡用の雛形メールを作成し、速やかに送付できるようしておきます。

避難する際の連絡宛先：A0011101@city.toshima.lg.jp件名：【□□□□（施設名）】●●●●（避難先）への避難開始本文：避難者数：要配慮者○名、職員○名　　　緊急連絡先：○○○‐○○○○‐○○○○　　　特記事項：△△△△△△△△△△△△△△避難完了の連絡宛先：A0011101@city.toshima.lg.jp件名：【□□□□（施設名）】●●●●（避難先）への避難完了本文：特記事項：▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽ |

|  |
| --- |
| 1. 避難誘導（様式４）
 |
| **（１）避難先** |
| **【記載例】** |
| 1. 【洪水】・【土砂災害】時における避難先及び屋内安全確保を図る場所は、下表のとおりとする。
2. 周辺状況、避難する時間帯等により上記避難先への避難が困難であり、施設における想定浸水深が浅く、建物が倒壊するおそれがない場合には、本施設○階へ避難し、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。
 |
| **【解説・留意事項】** |
| * 避難先については、原則として、【豊島区洪水・内水ハザードマップ】・【豊島区土砂災害ハザードマップ】に記載されている最寄りの避難所を記載します。
* 避難先への移動が困難な要配慮者については、移動に伴うリスクが高いことから、避難先への適切な移動手段が確保できない場合や事態が急変した場合に備え、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」（※）がとれるよう、緊急度合いに応じて、複数の避難先を平時から確保することが望ましいです。
* ただし、屋内安全確保の場合には、浸水の長期化や孤立によって、水や食料の補給や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うため、必要な物資の備蓄や、最低限必要な照明等の準備を整えておくなど、留意が必要です。

（※）屋内安全確保（垂直避難）本施設の立地の安全性が確認できる場合に、本施設におけるより安全な部屋等へ移動すること。避難の原則は立ち退き避難（水平避難）ですが、避難先への適切な移動手段を確保できない場合や災害の前兆現象の発見が遅れた場合等に備えて設定しておく必要があります。土砂災害の場合は、がけ等と反対側の２階以上の部屋等に移動することが有効な場合があります。 |

|  |
| --- |
| **（２）避難経路** |
| **【記載例】** |
| 【洪水】・【土砂災害】時における避難先までの避難経路については、下記「避難経路図」のとおりである。 |
| **【解説・留意事項】** |
| * 【豊島区洪水・内水ハザードマップ】・【豊島区土砂災害ハザードマップ】を参考に、安全な避難経路を設定します。
* 避難経路については、河川からの氾濫水が到達していなくても内水による浸水が発生していることも考えられるため、避難する人数等も考慮して、可能な限り標高が高い道路を選定することが望ましいです。
* 屋内安全確保の場合は、施設内の避難経路について検討を行い、使用する階段等を設定する。なお、エレベーターは停電や浸水によって停止することを留意する必要があります。
 |
| **（３）避難誘導方法** |
| **【記載例】** |
| 避難先までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **名称** | **移動距離** | **移動手段** |
| **避難先** | 　　　　　　　　 | （　　　　　）ｍ | □徒歩□車両（　　　）台 |
| **屋内安全確保** | 　　　　　　　　 |  |  |

 |

|  |
| --- |
| **【解説・留意事項】** |
| * 避難誘導方法については、時間帯毎（昼夜、休日）に避難する人数、従業員数等を考慮して、誘導員の配置や使用する資器材等を具体的に定めておく必要があります。
* 車両での避難は、浸水箇所で動けなくなる危険や川沿いの道路から川に転落する危険等を伴うため、安全で確実な移動手段であるかを慎重に判断する必要があります。
* また、夜間の屋外への避難にあたっては、目の不自由な利用者に対しても、安全かつ迅速に誘導できるよう、避難誘導員は避難者が一見して誘導員と識別できるよう明るい色の衣服を着用したり、側溝やがれき等の危険箇所に近づかないよう蛍光塗料を使ってルート誘導を行ったり、安全に配慮した工夫をすることが望ましいです。
* 豊島区地域防災計画では、【浸水想定区域】・【土砂災害警戒区域等】の区民の避難所を以下の救援センターとしています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **区域** | **町丁目** | **救援センター** |
| **浸水想定区域** | 高田一丁目、二丁目、三丁目 | 目白小学校 |
| **土砂災害警戒区域等** | 南池袋四丁目、雑司が谷一丁目、目白一丁目、高田二丁目 | 目白小学校 |
| 駒込一丁目、二丁目、七丁目 | 駒込小学校 |
| 南大塚一丁目 | 巣鴨小学校 |

 |
|  |

|  |
| --- |
| 1. 避難の確保を図るための施設の整備（様式５）
 |
|  |
| **【記載例】** |
| 1. 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
2. これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧※

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 使用する設備又は資器材 |
| 情報収集・伝達 | □テレビ　□ラジオ　□タブレット　□ファックス　□携帯電話□懐中電灯　□電池　□携帯電話用バッテリー |
| 避難誘導 | □名簿（従業員、利用者等）　□案内旗　□タブレット　□携帯電話　□懐中電灯　□携帯用拡声器　□電池式照明器具□電池　□携帯電話バッテリー　□搬送具　□ライフジャケット□蛍光塗料 |
| 施設内の一時避難 | □水（１人あたり＿＿＿ℓ）　□食料（１人あたり＿＿＿食分）□寝具　□防寒具 |
| 衛生器具 | □おむつ　□おしりふき　□タオル　□ウェットティッシュ□マスク　□ごみ袋 |
| 医薬品 | □常備薬　□消毒液　□包帯　□絆創膏 |
| 浸水対策 | □土嚢　　□止水板□そのほか（　　　　　　　　　　　　　） |

　 |
| **【解説・留意事項】** |
| * 情報収集・伝達及び避難誘導に使用する施設又は資器材を記載します。記載した資器材は計画の作成と併せて整備・備蓄しておく必要があります。
* 施設内の一時避難に備えて、水や食料等の備蓄、衛生用品、医薬品等を備えておくことが有効です。
* 夜間も利用者が施設内に滞在する施設においては、停電時における避難誘導の際に使用する懐中電灯や予備電源等の施設又は資器材について備蓄しておく必要があります。
 |
| 1. 防災教育及び訓練の実施（様式５）
 |
|  |
| **【記載例】** |
| 1. 毎年４月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
2. 毎年５月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
3. その他、年間の教育及び訓練計画を毎年４月に作成する。計画に基づく避難訓練を実施した場合、訓練実施後１ヶ月以内に「避難訓練結果報告書」を豊島区長へ報告する。
 |
| **【解説・留意事項】** |
| * 防災教育及び訓練の年間計画を立て、実施予定月日及び実施内容等を記載します。研修や訓練には、【豊島区洪水・内水ハザードマップ】・【豊島区土砂災害ハザードマップ】等の他、国土交通省等が実施する出前講座等が活用できます。訓練や研修は年１回以上、定期的に行うことが望ましいです。
* 地震等を想定した情報伝達訓練や避難訓練を実施している施設においては、当該訓練の実施をもって、本計画に基づく情報伝達及び避難誘導に関する訓練に代えることができます。ただし、災害の種類によって避難先や避難経路が異なる場合があることの従業員等への周知や、洪水時等の避難に関する研修を別途実施してください。
* 自衛水防組織を設置し、情報収集を自衛水防組織の業務とする場合には、情報収集訓練についての本項での記載を省略することができます。
 |
| **【防災教育】** |
| 施設職員及び施設利用者に対して、それぞれ行います。* 施設職員：避難確保計画等の情報共有
* 施設利用者：避難場所の確認、緊急時の対応に関する保護者・家族等へ

の説明等 |
| **【訓練】** |
| 訓練には以下のようなものがあります。施設の特性を勘案して必要と思われるものを実施します。なお、これらの訓練は、訓練として実施するだけでなく、日頃から、散歩のコースに避難経路を利用する、施設の外に出る際に、移動にかかる時間を計測する、福祉車両の使い方を周知する等、工夫しながら実施するのも良いでしょう。* + 情報伝達訓練
	+ 保護者・家族等への引き渡し訓練
	+ 施設職員の非常参集訓練
	+ 避難訓練（以下のように段階的に実施することも考えられます）
		1. 気象情報などの収集と施設内での情報共有、避難の判断
		2. 施設内での避難誘導訓練
		3. 施設外での避難誘導訓練
		4. 資器材・備蓄品等の確保、移動訓練
 |
| **【避難訓練結果報告書の提出】** |
| * 計画に基づく訓練を実施した場合、訓練実施後1ヶ月以内に「避難訓練結果報告書」を豊島区総務部防災危機管理課へ提出してください。
 |
| **【提出物】** |
| * 避難訓練結果報告書
 |
| **【提出先】** |
| 豊島区 総務部 防災危機管理課 防災計画グループ　宛メール：A0011101@city.toshima.lg.jp郵送：〒１７１－８４２２　豊島区南池袋２－４５－１持参：豊島区役所５階　防災危機管理課 |

|  |
| --- |
| 1. 自衛水防組織の業務に関する事項（様式６）

※対象災害は洪水であり、自衛水防組織を設置する場合のみ。 |
|  |
| **【記載例】** |
| 1. 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
2. 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
* 毎年４月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
* 毎年５月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
 |
| **【解説・留意事項】** |
| * 本項は、自衛水防組織を設置しない場合には省略することができます。
* 自衛水防組織活動要領の作成に当たっては、別添「自衛水防組織活動要領(案)」を参考にしてください。
 |

別添　自衛水防組織活動要領(案)

（自衛水防組織の編成）

第１条　管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

２　自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（１）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（２）統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

３　管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　自衛水防組織に、班を置く。

(１)　班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(２)　各班の任務は、別表１に掲げる任務とする。

(３) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

（自衛水防組織の運用）

第２条　管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

３　管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第３条　管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(１)　自衛水防組織の装備品は、別表２「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(２)　自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第４条　自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1　「自衛水防組織の編成と任務」

統括管理者

統括管理者の代行者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 総括・情報班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長　○○○○班員○名　○○○○・・・ | * 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録
* 館内放送による避難の呼び掛け
* 洪水予報等の情報の収集
* 関係者及び関係機関との連絡
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難誘導班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長　○○○○班員○名　○○○○・・・ | * 避難誘導の実施
* 未避難者、要救助者の確認
 |

別表２　「自衛水防組織装備品リスト」

|  |  |
| --- | --- |
| 任務 | 装備品 |
| 総括・情報班 | 名簿（従業員、利用者等）情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等）照明器具（懐中電灯、投光機等） |
| 避難誘導班 | 名簿（従業員、利用者等）誘導の標識（案内旗等）情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等）懐中電灯、携帯用拡声器、誘導用ライフジャケット、蛍光塗料 |